

水質測定結果報告書(記載例)

令和〇年〇月〇日

広島市長
(下水道局管理部管理課)

工場又は事業場の所在地 広島市中区南千田東町 6 番 13 号
工場又は事業場の名称 〇〇株式会社 △△工場
届出書申請者の氏名 〇〇株式会社
(法人にあっては名称と代表者氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 082-241-8250
(担当者氏名) □□ □□

下水道法第 12 条の 12 の規定に基づく水質測定結果について、次のとおり報告します。

報告対象期間	令和〇年4月1日から令和△年3月 31 日
--------	-----------------------

1 操業日数	245 日
2 排出水の水質測定結果	別紙のとおり

3 排除基準超過があった場合の対応 ※ 基準超過がなかった場合は、記入欄に斜線をしてください。

採水年月日	排水口名	測定項目	原因及び対応等
		測定値	
令和〇年〇月〇日	最終排水口	pH	(原因) 処理施設の中和槽の pH 電極が汚れていたことで、指示値が実際の pH よりも高く、中和用の希硫酸が過剰に注入されたため。 (対策) ただちに pH 電極を洗浄し、校正した。
		4.2	
令和△年△月△日	最終排水口	ジクロロメタン	(原因) 付着したジクロロメタンの回収が不十分のまま器具を流しで洗浄したため。 (対策) ジクロロメタンは廃液だけでなく、2次洗浄液まで回収するよう周知徹底した。
		0.3	

4 特記事項	連絡事項等
--------	-------

整理番号	
------	--

排水水の水質測定結果

事業場名	〇〇(株)△△工場	報告対象期間	令和〇年4月1日 から 令和△年3月31日 まで
排出口名	最終排水口	分析機関名	□□分析(株)

	項目名	範囲(最小～最大)			基準を 超えた回数		測定回数	
有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/l)		～			回		回
	シアン化合物 (mg/l)	<0.1	～	0.9	0	回	12	回
	有機燐化合物 (mg/l)		～			回		回
	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.01	～	0.05	0	回	12	回
	六価クロム化合物 (mg/l)		～			回		回
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)		～			回		回
	アルキル水銀化合物 (mg/l)		～			回		回
	ポリ塩化ビフェニル (mg/l)		～			回		回
	トリクロロエチレン (mg/l)		～			回		回
	テトラクロロエチレン (mg/l)		～			回		回
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.02	～	0.3	1	回	4	回
	四塩化炭素 (mg/l)		～			回		回
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)		～			回		回
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		～			回		回
	シス-1,2 ジクロロエチレン (mg/l)		～			回		回
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		～			回		回
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		～			回		回
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		～			回		回
	チウラム (mg/l)		～			回		回
	シマジン (mg/l)		～			回		回
	チオベンカルブ (mg/l)		～			回		回
	ベンゼン (mg/l)		～			回		回
	セレン及びその化合物 (mg/l)		～			回		回
	ふっ及びその化合物 (mg/l)		～			回		回
	ほう及びその化合物 (mg/l)		～			回		回
	1,4-ジオキサン (mg/l)		～			回		回
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)		～			回		回	
生活環境項目等	クロム及びその化合物 (mg/l)		～			回		回
	フェノール類 (mg/l)		～			回		回
	銅及びその化合物 (mg/l)		～			回		回
	亜鉛及びその化合物 (mg/l)		～			回		回
	鉄及びその化合物(溶解性) (mg/l)		～			回		回
	マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/l)		～			回		回
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/l)	82	～	350	0	回	12	回
	浮遊物質(SS) (mg/l)	25	～	150	0	回	12	回
	窒素含有量 (mg/l)	6.7	～	31	0	回	12	回
	燐含有量 (mg/l)	0.6	～	4.2	0	回	12	回
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	2	～	24	0	回	12	回
	水素イオン濃度(pH)	4.2	～	8.5	1	回	245	回
	温度 (°C)		～			回		回
沃素消費量 (mg/l)		～			回		回	

1 測定結果は、自主検査結果のみを記入し、行政検査結果(下水道局が行った結果)は含めないでください。

2 複数の排出口で測定を実施している場合は、排出口ごとに作成してください。

3 n-ヘキサン抽出物質含有量の基準値は、鉱油5mg/lと動植物油 30mg/lの合算値で示しています。